

島根大学教育学部国文学会・会則

七、本会は、毎年一回定例総会を開く。

八、本会の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月末日を以て終る。

九、本会の事務局は、本学部言語文化教育講座に置く。
(平成二十年七月二十六日)

- 一、本会は、島根大学教育学部国文学会と称する。
- 二、本会は、国語学・国文学・漢文学・書道ならびに国語教育に関する研究をすすめ、あわせて会員相互の親睦をはかることを目的とする。
- 三、本会は、第一条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 会報の発行。
- 2 研究誌の刊行。
- 3 研究発表会の開催。

- 4 その他。

四、本会は、本学部言語教育専攻（国語教育コース）の担当教員・在学生・卒業生、その前身に当たる国語研究室の教員・卒業生・在校生、本学教育学研究科教科内容開発専攻言語系教育コース国語教育分野の在学生・卒業生、その前身に当たる国語教育専修の在学生・卒業生、及び入会を希望する者で構成する。本会に、次の役員を置く。

- 五、
1 会長一名。
2 運営委員若干名（教官・学生・卒業生で構成する）。
3 委員は互選により、企画、運営、編集、会計及び監査の担当者を定める。

- 六、会費は、年額一千円（学生は千五百円）とする。